司法試験法等の一部を改正する等の法律案 新旧対照表

〇司法試験法 (昭和二十四年法律第百四十号) (第一条関係)

改 正 案	职
 	三 炎
第一章 司法試験(第一条—第九条)	第一章 同法試験等(第一条—第十一条)
第二章 司法試験委員会(第十条—第十四条)	第二章 司法試験委員会(第十二条—第十六条)
第三章 補則 (第十五条)	第三章 第二章 第二章
<u>客</u> 副	<u> </u>
新一 <u>華</u> 同 一 同 世 一 一 世 一 一 世 一 一 世 一 一 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	<u>第一章 同</u> 治試験等
(同法試験の目的)	(同法試験の目的等)
第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者	第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者
に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること	に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること
を目的とする国家試験とする。	を目的とする国家試験とする。
2 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六条の試験は、	2 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六条の試験は、
この法律により行う。	この法律により行う。
[霊ゆ]	同法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程に
	対ける教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うもの
	→ M & W & _

(同法試験の方法)	(司法試験の方法等)
第二条 司法試験は、短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文	第二条 司法試験は、短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文
式による筆記並びに口述の方法により行う。	式による筆記の方法により行う。
[霊ゆ]	○ 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必
	要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式によ
	る筆記試験の成績を総合して行うものとする。
(司法試験の試験科目等)	(司法試験の試験科目等)
第三条 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。	第三条(短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士とな
	ろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を
	有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目につ
	こん作心。
<u> </u>	
<u>」 </u>	<u>1</u>
<u>川</u> <u> </u>	川
<u> </u>	
<u>五</u> 民事訴訟法	
<u>术</u> <u></u> <u> </u>	
力	
20 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者	2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろう
につき、次に掲げる科目について行う。ただし、法科大学院(学	とする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述

その申請により、第二号に掲げる科目の試験を免除する。ことを目的とするものをいう。)の課程を修了した者に対しては、定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培う校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規

- | 前項各号に掲げる科目
- | 経験により修得されるものを含む。) についての科目をいう。)| | 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の

- ○いて行う。□ □述試験は、筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目に
 - ── 公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。)
 - う。) 三 民事系科目(民法及び民事訴訟法に関する分野の科目をい
 - う。) 三 刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をい

科目について行う。の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる

- 公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。)
- をいう。) 民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目
- う。) 三 刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をい
- 目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目□ 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科

どうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかは、 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士

- ⑤ 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の同 法試験の筆記試験を免除する。

判断力等の判定に意を用いなければならない。

□法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士

となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているか

どうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に属

することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、

[三の]

することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、 判断力等の判定に意を用いなければならない。

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に 定める期間において受けることができる。

- 九十九条第二頃に規定する専門職大学院であって、法曹に公要 な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程
 - <u>(</u>次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者 マ
- の修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- | | 司法試験予備試験に合格した者| | その合格の発表の日後の最 初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- □ 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験

[三の]

に基づいて司法試験を受けることはできない。
期間(前項各号に定める期間をいう。)においては、他の受験資格備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予

(司法試験予備試験)

- 筆記並びに口述の方法により行う。
 るかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有す験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試
- 凶 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。
 - | 無抵

 - 三 民紙
 - 回 衛形
 - 五 民事訴訟法

 - **上** 刑事訴訟法
 - 八 一般教養科目
- 協力式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者

(司法試験委員会の意見の聴取)

い。 ようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならな第四条 法務大臣は、前条第四項の法務省令を制定し、又は改廃し

(司法試験の実施)

その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。第五条 司法試験は、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、

につき、次に掲げる科目について行う。

- | 前項各号に掲げる科目
- 頃において同じ。)-経験により修得されるものを含む。) についての科目をいう。次| | 注律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の
- を用い、法律実務基礎科目について行う。
 及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意
 は 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析

(司法試験委員会の意見の聴取)

試験委員会の意見を聴かなければならない。 第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条

(司法試験等の実施)

をもつて公告する。 年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎 (合格者の決定方法)

に基づき、司法試験委員会が決定する。 第六条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議による判定

(勿格証書)

する証書を受与する。第七条 司法試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証

(合格の取消し等)

る。 定めて司法試験を受けることができないものとすることができ止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間をく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁苦しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づ第人条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験を受け、

める額の受験手数料を納付しなければならない。第九条 司法試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定

(合格者の決定方法)

よる判定に基づき、それぞれ同法試験委員会が決定する。基づき、予備試験の合格者は同法試験予備試験考査委員の合議に第八条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に

(令格証書)

験に合格したことを証する証書を受与する。 第九条 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試

(合格の取消し等)

ができないものとすることができる。 五年以内の期間を定めて司法試験<u>若しくは予備試験</u>を受けることを受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状によりはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくは第十条 司法試験委員会は、不正の手段によって司法試験<u>若しくは</u>

(受験 手 教 科)

らない。 実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければな第十一条 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ 2 前項の規定により納付した受験手数料は、同法試験を受けなか つた場合においても返還しない。

第二章 同法試験委員会

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

継十然 [器]

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 同法試験を行うこと。
- 1| 法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する重要事項に

ついて調査審議すること。

三 司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を

述べること。

回 [盤]

∞ [盤]

(秦員)

無十一 条 [魯]

(秦眞英)

第十二条 [器] 2 前頃の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなか つた場合においても返還しない。

第二章 同法試験委員会

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

継十川然 [器]

2 委員会は、炊に掲げる事務をつかさどる。

→ 司法試験及び予備試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関す

る重要事項について調査審議すること。

三 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務 大臣に意見を述べること。

回 [盤]

[智]

(表員)

継十川然 [密]

(委員長)

無十回來 [密] (司法試験考査委員)

合格者の判定を行わせるため、同法試験考査委員を置く。第十三条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに

- ごとに任命する。について必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験2 司法試験考査委員は、委員会の推薦に基づき、司法試験を行う
- 3 司法試験考査委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

頃は、政令で定める。 及び司法試験考査委員に関する事項その他委員会に関し必要な事第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員

第三章 補則

(法務省令への委任)

要な事項は、法務省令で定める。第十五条 この法律に定めるもののほか、司法試験の実施に関し必

(司法試験考查委員等)

試験考査委員」という。) を置く。司法試験予備試験考査委員 (以下この条及び次条において「予備における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置き、予備試験第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに

- から、法務大臣が試験ごとに任命する。づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうち2 司法試験考査委員及び予備試験考査委員は、委員会の推薦に基
- 3 司法試験考査委員及び予備試験考査委員は、非常動とする。

(政令への委任)

委員会に関し必要な事項は、政令で定める。 員、司法試験考査委員及び予備試験考査委員に関する事項その他第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委

第三章 補則

(法務省令への委任)

実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。 第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験の

〇裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号) (第二条関係)

改 正 案	职
第六十七条(修習・試験) 司法修習生は、少なくとも一年二月間	第六十七条(修習・試験) 司法修習生は、少なくとも一年間修習
修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。	をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。
○ · ○ (a)	◎・◎ (盤)

○弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)(第三条関係)

改 正 紫	型 作
(
第四十三条の十六 弁護士会は、法科大学院(学校教育法第九十九	[
条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及	
び能力を培うことを目的とするものをいう。)等と連携しつつ、	
その所属する弁護士に対しその資質の維持向上に資する研修の機	
会の提供を行うとともに、その所属する弁護士及び弁護士法人に	
係る情報その他のそのサービスの利用を容易にするための情報の	
提供等に努めるものとする。	
(新用 報任)	(對用規定)
第五十条 第三十四条、第三十五条、第三十九条、第	第五十条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、及び
四十二条第二項及び第四十三条の十六の規定は、日本弁護士連合	第四十二条第二項の規定は、日本弁護士連合会に準用する。
会に準用する。	

〇社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号) (附則第十条関係)

改 正 紫	职
((
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験	第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験
を受けることができる。	を受けることができる。
・1 〔霍〕	・ 〔霍]
三 高等試験予備試験に合格した者	三 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者
□∽十 〔智〕	日~十 〔 盤〕

(傍線部分は改正部分)○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)(附則第十二条関係)

改 正 案

式 作

(回約)

実に資することを目的とする。教育の実効性の確保を図り、もって法科大学院における教育の充めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定であることに鑑み、国の責務として、裁判官及び検察官その他の度の能力を含む。)を備えた多数の法曹の養成を実現すべきもの及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関担うものであり、かつ、法曹の養成に関係する機関の密接な連携第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修

(回約)

第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修 習との有幾的連携の下に法曹としての実際に関する数育の一部を 担うものであり、かつ、法曹の養成に関係する饑関の密接な連携 及び相互の協力の下に呼来の法曹としての実務に必要な法律に関 する理論的かつ実践的な能力(各種の専門的な法分野における高 度の能力を含む。)を備えた多数の法曹の養成を実現すべきもの であることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携 等に関する法律(平式十四年法律第百三十九号)第三条の規定の **趣旨にのつとり、国の責務として、裁判官及び険察官その他の** 段職の国家公務員が法科大学院において教授、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、

< 員としての業務を行うための派遣に関し必要な事頃について定め ることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する数 育の実効性の確保を図り、もって同条第一頃に規定する法曹養成 <u>の基本理念に則した</u>法科大学院における教育の充実に貧すること を目的とする。